

(4) 統計委員会答申における「今後の課題」及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定)における指摘事項についての対応状況

ア 統計委員会答申における「今後の課題」及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」における指摘事項

本調査については、「諮問第6号の答申 平成20年に実施される社会教育調査の計画について」(平成20年4月14日府統委第55号。以下「前回答申」という。)において、「今後の課題」として以下の3事項が指摘されている(下記前回答申(抜粋)参照)。

- (ア) 社会教育分野における関係主体ごとの収入・費用構造の把握
- (イ) 社会教育施設の利用者側の状況の把握
- (ウ) 学習内容の分類に関する概念の明確化、重複の整理、簡素化等

○ 前回答申(抜粋)

2 今後の課題

- (1) (略)生涯学習という広い視座の中で、社会教育に関する統計の整備のために、社会教育の分野における関係主体ごとの収入・費用構造や、施設の利用者側の状況を把握することも必要であることから、生涯学習を支援する社会教育に関する統計調査の在り方を見直し、関連する統計調査間での役割分担も整理した上で、本調査についても所要の改善を行う必要がある。
- (2) 学習内容の分類に当たっては、国際比較の可能性も視野に入れて、概念の明確化、重複の整理、簡素化等を行い、より標準的で記入しやすい分類となるよう、次回以降の調査において、今回の調査結果等も踏まえた所要の改正を行う必要がある。

また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成26年3月25日閣議決定。以下「基本計画」という。)においても、中央教育審議会の審議結果(「今後の地方教育行政の在り方について(答申)」平成25年12月13日)等を踏まえつつ^(注)、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を文部科学省において検討することとされている(下記基本計画(抜粋)参照)。

この「施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備」に関しては、統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループ会合(第4回)(平成25年7月19日)において、今後、社会教育施設の利用形態や運営状況などを調査の重点にすることも課題ではないかとの趣旨で、前回答申における「今後の課題」として挙げられたものであるとの議論がなされている。

○ 基本計画(抜粋)

別表 今後5年間に講ずる具体的施策「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 人口・社会、労働 関連統計の整備 (3) 教育をめぐる状況変化等に対応した統計の整備	◎ 社会教育調査について、教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議結果等を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を検討する。	文部科学省	次期(平成27年度予定)調査の企画時期までに結論を得る。

(注) 基本計画において、中央教育審議会の審議結果等を踏まえて検討することとされたことについては、平成 25 年 4 月 15 日、「教育再生実行会議」(平成 25 年 1 月 15 日閣議決定により設置)から「教育委員会制度等の在り方について」(第二次提言)が提出され、地方教育行政の権限と責任を明確化するための提言がなされたことを踏まえ、同年 12 月に出された中央教育審議会の前述の答申により、地方教育行政の執行機関を首長部局に移行する案も提示され、これが実現した場合、教育委員会の存在自体や在り方に大きな変更が生じ、本調査における調査対象、調査項目、調査系統等が大きく変わる可能性があったためである。

しかし、その後、国会において、関連する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の審議の結果、地方教育行政の執行機関は従前どおり教育委員会とすることされた。

イ 関係主体ごとの収入・費用構造の把握

(ア) 過去の統計審議会等における指摘事項等

本調査における経理事項等の把握に関しては、平成 17 年の本調査（以下「平成 17 年度調査」という。）に係る統計審議会国民生活・社会統計部会において、社会教育施設のコスト削減の取組に対して政策効果が測定できるよう費用の把握が必要ではないか、また、利用料や入館料等について収入全体に占める割合の把握が必要ではないかといった議論がなされたことを踏まえ、同年の統計審議会の答申において、今後の課題として以下のとおり、経理事項の把握に関する検討の必要性が指摘されている。

○ 「諮問第 301 号の答申 平成 17 年に実施される社会教育調査等の計画について」(平成 17 年 7 月 8 日付け統審議第 7 号) (抜粋)

2 今後の課題

(略) 見直し後の調査において、調査結果の様々な集計、分析、利用等が可能となるよう、調査範囲及び調査の単位、経理事項の把握 等調査の企画・設計についても十分検討する必要がある。

これを受け、平成 20 年度の本調査（以下「平成 20 年度調査」という。）の実施に当たり、文部科学省において調査事項の変更に関する検討を行った結果、同省は、本調査において経理事項の把握は行わないものの、本調査の調査対象となる施設は、当時、総務省等において検討中であった経済センサス（基幹統計調査）の対象となることから、経済センサスにおける把握事項等の動向を注視することとした。

この経理事項等の把握については、更に平成 20 年度調査に係る統計委員会の審議において、本調査の見直しを行うに当たっては、例えば、社会教育分野に関する主体（政府、非営利団体等）ごとの収入・費用の構造を把握することも必要であり、その際には、社会教育施設が提供するサービスの対価が市場的に意味を持つものか否かに留意する必要もあるとの意見があり、これらを踏まえ、前回答申における「今後の課題」のとおり、指摘が行われた。

(イ) 文部科学省における検討結果

前回答申の「今後の課題」で指摘された事項については、文部科学省は、平成 21 年 2 月に同省内に設置された「新しい時代に対応した統計調査の推進に関する検討会」及びその下に設置された「生涯学習に関するデータの集積の在り方に関する部会」（以下「データ集積部会」という。）において検討を行っており、その中で、「関係主体ごとの収入・費用構造の把握」に関しては、「平成 24 年 2 月に実施予定の経済センサス試験調査への

経理項目の追加の可能性を探ること」とされたことを踏まえ、文部科学省から総務省に對して、公の社会教育施設を対象とした経費項目の追加の申入れが行われた。

しかし、公の社会教育施設は地方自治法上、区分経理の義務が無いため、施設単位で決算書を作成している施設はほとんど無いことから、事業所単位を対象とする経済センサスでの把握は困難とのことであり、文部科学省は、本調査においても施設ごとの経費を把握することは困難との結論を得たとしている。

他方、文部科学省が教育委員会を対象として毎年実施している地方教育費調査（一般統計調査）において、公の公民館、図書館、博物館などの社会教育活動に対して、都道府県及び市町村が支出した経費（公財政支出）を財源別・支出項目別（下表参照）に把握しており、全国・都道府県別に集計が行われている。また、収入についても、博物館の入館料や社会教育施設の使用料などの収入額について、都道府県所管・市町村（組合）所管の別に全国集計が行われている。

このほか、各都道府県・市町村は、それぞれの歳入・歳出決算の情報を公開し、社会教育費の状況も把握できるほか、総務省（自治財政局）においても、「決算状況調」により都道府県別・市町村別の決算額を調査している。

(支出額)

社会教育費の施設等区分	調査項目	集計区分
<ul style="list-style-type: none">・公民館・図書館・博物館・体育施設・青少年教育施設・女性教育施設・文化会館・その他の社会教育施設・教育委員会が行った社会教育活動	<p>【財源別】</p> <ul style="list-style-type: none">・国庫補助金・都道府県支出金・市町村支出金・地方債・寄付金 <p>【支出項目別】</p> <ul style="list-style-type: none">・消費的支出額、人件費・資本的支出額、土地・建築費・債務償還費	<ul style="list-style-type: none">・全国集計・都道府県別集計

(収入額)

設置者区分	調査項目	集計区分
<ul style="list-style-type: none">・都道府県立・市区町村立	<ul style="list-style-type: none">・検定料・その他の収入・特別会計収入	<ul style="list-style-type: none">・全国集計・都道府県別集計（特別集計）

これらのことから、文部科学省は、施設ごとの收支の把握は困難であるが、社会教育施設全体としての收支の状況は、現状でも地方教育費調査等においておおむね把握できていると考えられるとしており、「社会教育の分野における関係主体ごとの収入・費用構造」について、具体的なニーズが生じるようであれば、本調査結果とのデータリンクエージなど、統計データの二次利用も含めて対応することとするとしている。

(ウ) 審査結果

本調査の対象となる社会教育施設のうち、公立の施設に関しては、前述のとおり、現在の公会計の制度上、施設単位での区分経理が義務付けられておらず、多くの施設では、施設ごとの収入・費用構造を把握することは困難である。

また、仮に施設ごとの収入・費用構造が把握できたとしても、地方公共団体直営の施設の場合、民間施設のように施設単位で収支バランスを確保することは困難であるため、そうした観点からの分析にはなじまないと考えられる。

しかしながら、施設の管理を指定管理者が行っている場合は、地方自治法第244条の2第7項の「指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない」との規定に基づいてなされる報告により、収入・費用構造を把握することが可能と考えられる。

さらに、多くの地方公共団体が作成する財務書類によっては、事業別や施設別の分析ができていないのではないか、公共施設等のマネジメントにも資する固定資産台帳の整備が十分でないのではないか、といった課題があることを踏まえ、平成26年4月に総務省から「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」として固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準（以下「統一的な基準」という。）が示されているところである。今後、総務省は、全ての地方公共団体に対し原則として平成27年度から29年度までの3年間で統一的な基準による財務書類等を作成するよう要請する予定となっており、将来的には、施設単位で収入・費用構造の把握が可能となる見込みである。

一方、例えば、施設単位で支出と事業実績のクロス分析すること（ある施設は多額の支出をしているにもかかわらず、事業実績は極めて少ない等）は、施設運営の効率性の確保の観点から有益ではないかと考えられるところである。

(論点)

- ① 支出について、事業実績等とクロスして分析することで、今後の社会教育施策の展開に有用な情報が得られる可能性があるか。
- ② 上記の可能性があるとすれば、本調査の調査事項として追加することが適当なものがあるか。
- ③ 上記の可能性がある場合、当面、指定管理を行っている施設について支出と事業実績とのクロス分析等を行うことは有用か否か。
- ④ 指定管理を行っている施設のみ上記分析を行うことの意義が乏しいとするならば、将来、地方公会計の改善がある程度、実現した時点で上記分析を行うことは有用か否か。